

※酒類を提供される飲食店事業所の方用

宮崎県営業時短要請に伴う国富町の協力について

このたび、宮崎県内において、県独自の緊急事態宣言が発令されましたので、県内の飲食店事業所に、営業時間短縮の要請がなされました。

つきましては、趣旨をご理解いただき要請へのご協力をお願い申し上げます。

1 目的

本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況は、「歴史的な危機」に直面しており、地域医療や県民の暮らしを守るため、県民が心を一にする必要があります。

なお、行動要請等の期間は令和3年1月9日から1月22日までとなります。

(※終期は、1月22日までの感染状況を見極めての判断となります)

2 概要

① 対象者

酒類を提供する飲食店等

例：スナック、居酒屋、カラオケボックス等（時間短縮営業、休業する場合）

※カラオケボックスについては、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

対象外の例：①移動式販売

②テイクアウト専門店

② 営業時間短縮の要請内容

夜8時から翌日午前5時までの営業を行わないこと。酒類の提供は夜7時まで

③ 要請期間

時間短縮営業を要請する期間

1月9日(土)～1月22日(金)まで

④ 時間短縮営業要請への協力金の支給額

56万円 店舗単位（※要請内容に該当する店舗：要請期間中に営業時間短縮又は休業に応じた事業所）

3 その他

◎お店の入口など、外観からわかる箇所に時間短縮営業又は休業をお知らせする張り紙をしていただく必要があります。

※記載例：「1月9日～1月22日まで、お酒の提供は19時まで、営業は20時までの時間短縮営業（又は休業）となります」

協力金支給手続きの際に、次の書類の提出をお願いする予定です。

①お店の入り口に、要請期間中に時間短縮営業をお知らせする張り紙等の写真

②酒類を提供していることが分かるお店のメニュー表などの写真

③ガイドライン遵守の誓約書（後日、役場から郵送します）

※酒類の提供がない飲食店事業所の方用

宮崎県営業時短要請に伴う国富町の協力について

このたび、宮崎県内において、県独自の緊急事態宣言が発令されましたので、県内の飲食店事業所に、営業時間短縮の要請がなされました。

つきましては、趣旨をご理解いただき要請へのご協力をお願い申し上げます。

1 目的

本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況は、「歴史的な危機」に直面しており、地域医療や県民の暮らしを守るため、県民が心をつなぐする必要があります。

なお、行動要請等の期間は令和3年1月9日から1月22日までとなります。

(※終期は、1月22日までの感染状況を見極めての判断となります)

2 概要

① 対象者

飲食店等（酒類の提供をしない）

例：レストラン、ラーメン店、喫茶店等（時間短縮営業、休業する場合）

対象外の例：①移動式販売

②テイクアウト専門店

② 営業時間短縮の要請内容

夜8時から翌日午前5時までの営業を行わないこと。

※もともとの営業時間が、夜8時以前に終了されている場合は対象となりませんのでご注意ください。

③ 要請期間

時間短縮営業を要請する期間

1月11日(月)～1月22日(金)まで

④ 時間短縮営業要請への協力金の支給額

48万円 店舗単位（※要請内容に該当する店舗：要請期間中に営業時間短縮又は休業に応じた事業所）

3 その他

◎お店の入口など、外観からわかる箇所に時間短縮営業又は休業をお知らせする張り紙をしていただく必要があります。

※記載例：「1月11日～1月22日まで、営業は20時までの時間短縮営業（又は休業）となります」

協力金支給手続きの際に、次の書類の提出をお願いする予定です。

①お店の入り口に、要請期間中に時間短縮営業をお知らせする張り紙等の写真

②お店のメニュー表などの写真

③ガイドライン遵守の誓約書（後日、役場から郵送します）